

令和 8 年 第 4 回 農業委員会総会

日 時 令和 8 年 4 月 24 日 (金) 午後 3 時 00 分

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 山城 学	代理 玉城 正智	1 番 島袋 輝夫	2 番 金城 義幸
3 番 大本 秀子	4 番 長嶺 栄	5 番 百次 成仁	6 番 久保田 政子
7 番 久保田 隆之	8 番 大城 真由美	9 番 赤嶺 道彦	10 番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1 番 赤嶺 三枝子	2 番 大城 良計	3 番 玉城 千夏	4 番 伊敷 栄三
5 番 賀数 正	6 番 玉城 淳一	7 番 大城 篤	8 番 金城 宏達
9 番	10 番 仲吉 勝弘	11 番 安谷屋 健治	12 番 上原 洋子
13 番 志茂 政安	14 番 山城 満		

【欠席委員】

百次 成仁 山城 弘美

【職務のために出席した職員】

大城 孝良 国吉 孝 大城 高彦

【議事録署名人】

1 番 農業委員 島袋 輝雄 2 番 農業委員 金城 義幸

【議事日程】

日程第 1	議案第 17 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2	議案第 18 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 19 号	農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第 4	議案第 20 号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

令和 8 年 第 4 回 総会 議事録

事務局	これより令和 8 年第 4 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 本日は農業委員 2 名が欠席となっておりますが、審議には影響ありません。 それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 それでは令和 8 年第 4 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人 は 1 番農業委員の島袋輝雄さん、2 番農業委員の金城義幸さんでお願いしま す。次回調査委員は、3 番農業委員の大本秀子さん、4 番農業委員の長嶺栄さ ん、6 番推進委員の玉城淳一さんでお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 17 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 について (14 件) 日程第 2 議案第 18 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 について (2 件) 日程第 3 議案第 19 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委 員の指名について (1 件) 日程第 4 議案第 20 号 農地中間管理事業の推進に関する法律づく農 用地利用集積等促進計画案に係る意見について (2 件) 【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案第 17 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許 可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは 2 ページをお開き下さい。1 番は大里の 1 筆で売買による所有権移 転であります。2 番は阿波根の 1 筆で 5 年間の使用貸借権の設定でありま す。3 番は名城の 1 筆で 5 年間の賃借権の設定であります。4 番は喜屋武の 1 筆で交換による所有権移転であります。5 番は喜屋武の 2 筆で交換による 所有権移転であります。3 ページをお開き下さい。6 番是新垣の 1 筆で売買 による所有権移転であります。7 番は照屋の 1 筆で 5 年間の賃借権の設定で あります。8 番は糸洲の 1 筆で贈与による所有権移転であります。9 番は真 栄里の 1 筆で売買による所有権移転であります。10 番は喜屋武の 1 筆で売 買による所有権移転であります。

	4 ページをお開き下さい。11 番は賀数の 1 筆で売買による所有権移転であります。1 2 番は宇江城の 1 筆で売買による所有権移転であります。1 3 番は座波の 1 筆で贈与による所有権移転であります。1 4 番は米須の 4 筆で売買による所有権移転であります。説明は以上です。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。
委員	1 0 番の対価の坪あたり 2,000 円の意図を教えてください。
事務局	対価の金額については、渡人、受人の同意の元だと確認しております。
会長	他に質問はありますか。
委員	質問なし。
会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第 11 号は可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	異議なしと認め、議案第 17 号は可とします。 次に議案第 18 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは 6 ページをお開き下さい。1 番は名城の 3 筆で第 1 種農地で、一般住宅への転用であります。2 番は阿波根の 1 筆で第 3 種農地で、一般住宅への転用であります。2 番の案件については、以前から提出がありましたが、用地の面積や申請内容等で訂正が生じたことから、再度提出し直しの案件となっております。説明は以上です。
会長	現場調査員の報告をお願いします。
委員	7 ページをお開きください。申請地は、第 1 種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外の集落接続に該当するため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。

	9 ページをお開きください。申請地は、水道管、下水道管が埋設されている道路に接しており、かつ 500m以内に公民館、病院が所在しているため第 3 種農地である。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。説明は以上です。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。
委員	2 番の案件について、転用面積が内㎡となっていますが、転用を行わない部分はどこですか。
事務局	9 ページをお開きください。黄色で囲まれた部分が今回の申請地ですが、申請地に隣接する形で住宅が確認できると思います。その住宅の右側部分が転用を行わない部分となっております。10 ページの公図をご確認いただくと分かりやすいと思います。
会長	他に質問はありますか。
委員	質問なし。
会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第 18 号は可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	異議なしと認め、議案第 18 号は可とします。 次に議案第 19 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について事務局説明願います。
事務局	資料 11 ページをお開きください。1 件読み上げて説明。
会長	只今の案件について、同意としてよいでしょうか。
委員	異議なし

会長	異議なしと認め、議案第 19 号は同意とします。 次に議案第 20 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について事務局説明願います。
事務局	それでは 14 ページをお開きください。8-1～8-2 まで読み上げて説明。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。
委員	質問なし。
会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第 20 号については可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	異議なしと認め、議案第 20 号は可とします。 本日の案件は以上です。 これで本日の総会を終了いたします。 1 番農業委員 島袋輝雄 2 番農業委員 金城義幸